

見直し後の調整指数表

現行の調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 虐待やDVのおそれがある場合	6
	2 ひとり親世帯	6
	3 子どもが障がいをもつ場合	3
	4 保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに保育園を入所希望	6
	8 小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9 希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10 転居による転園 転入による入所希望（転出元で施設型保育施設在園児に限る）	1
その他	11 特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	12 産休・育休期間満了後に入所希望	3
	13 出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	14 親族等の協力者なし	1
減点	15 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

新調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 虐待やDVのおそれがある場合	6
	2 ひとり親世帯	6
	3 子どもが障がいをもつ場合	3
	4 保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに保育園を入所希望	6
	8 小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9 希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10 <b>兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合</b>	<b>2</b>
	11 転居による転園 転入による入所希望（転出元で施設型保育施設在園児に限る）	1
子育て支援・少子化対策の配慮	12 特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	13 産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14 出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15 <b>第3子以降の児童の申込みの場合</b>	<b>1</b>
	16 親族等の協力者なし	1
減点	17 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

兄弟姉妹などの  
2人以上の  
同時申込世帯を  
項目に追加

第3子以降の  
児童の申込世帯を  
項目に追加

現行の指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する（マイナス調整は除く） <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 > 疾病・障害 > 就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する

児童数の  
多い世帯を  
項目に追加

新指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する（マイナス調整は除く） <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 > 疾病・障害 > 就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	<b>児童数の多い世帯を優先する</b>
第6段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する